

## 久喜市パートナーシップの宣誓に関する要綱（案）概要

	内 容
名称	久喜市パートナーシップの宣誓に関する要綱（案）
趣旨	<p>■第1条</p> <p>性的指向や性自認に係る性的少数者の自由な意思により行うパートナーシップの宣誓に関する必要な事項を定めるものとする。</p>
定義	<p>■第2条</p> <p>1 「パートナーシップ」とは、次のいずれにも該当し、互いを人生のパートナーとすることを約束する2人の関係をいう。</p> <p>(1) 双方又は一方が性的指向又は性自認に係る性的少数者であること。</p> <p>(2) 相互の協力により継続的な共同生活を行い、又は行うことを約束していること。</p> <p>2 「宣誓」とは、市長に対し、パートナーシップの関係にある者として書類を提出し、及び誓うことをいう。</p>
宣誓できる者の要件	<p>■第3条</p> <p>1 宣誓をすることができる者は、次の(1)～(3)のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 双方が成年に達成した者であること。</p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 双方が市内に住所を有していること。</p> <p>イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方がパートナーシップの宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。</p> <p>ウ 双方がパートナーシップの宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。</p> <p>(3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は現にパートナーシップの関係にある者がいないこと。</p> <p>2 民法（明治29年法律第89号）第734条及び第735条の規定を準用する。ただし、パートナーシップの関係に基づく養子縁組は除く。</p>
宣誓の方法・必要書類等	<p>■第4条</p> <p>1 宣誓しようとする者は、揃って市職員の面前において次に掲げる書類に、それぞれ自ら記入し、市長に提出する。</p> <p>(1) パートナーシップ宣誓書（様式第1号）</p> <p>(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号）</p> <p>2 自ら宣誓書に記入することができないときは、宣誓をする者及び市職員の立会いのもとで、代筆できる。</p> <p>3 宣誓書及び確認書には、次に掲げる書類を添付する。（宣誓をする日前3か月以内に発行されたもの。）</p> <p>(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書</p> <p>(2) 戸籍抄本又は独身証明書その他独身であることが確認できる書類</p> <p>(3) 市内へ転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類</p>

宣誓の方法・必要書類等	<p>4 市長が必要ないと認めるときは、前項に規定する添付書類の一部を省略できる。</p> <p>5 市長は、第4条の規定により宣誓書及び確認書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げるいずれかの書類の提示を求める。</p> <p>(1) 個人番号カード</p> <p>(2) 運転免許証</p> <p>(3) 旅券</p> <p>(4) 他、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの</p> <p>(5) その他市長が適当と認める書類</p> <p>6 市長が特別な理由があると認めるときは、戸籍上の氏名に通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているもの。）を併記することができる。</p>
証明書等の発行	<p>■第5条</p> <p>1 宣誓をした双方の者が要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓証明書（様式第3号）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第4号）に宣誓書の写しを添えて交付する。</p> <p>2 宣誓した双方又は一方の者が市内への転入を予定している場合は、パートナーシップ宣誓受付票（様式第5号）を交付する。</p> <p>3 前第5条2項の規定により受付票の交付を受けた者が市内に転入したときは、証明書及び証明カードを交付する。</p>
その他	<p>■第6条 証明書等の再交付（様式第6号）</p> <p>■第7条 宣誓事項の変更（様式第7号）</p> <p>■第8条 証明書等の返還（様式第8号）</p> <p>■第9条 証明書等の無効</p> <p>■第10条 周知及び啓発</p> <p>■第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p>

■附則 令和3年10月1日から施行する。